



あわら市告示第174号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項ただし書の規定に基づき、景観行政団体となることを下記のとおり告示する。

平成21年12月10日

あわら市長 橋本 達也



記

1 景観行政団体となる日

平成22年2月1日